

令和4年4月22日
子ども・若者部児童課

議会の委任による専決処分の報告
(フェンス損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和4年1月14日(金)午後1時25分頃
(天気:晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区 [REDACTED]
- (3) 相手方 乙 ([REDACTED])
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)児童課職員が車両でT字路を左折しようとしたところ、道幅が狭く左折できなかったため後退した際に、乙宅の住居フェンス(外構)に車両右後部が接触し、当該フェンス(外構)が損傷した。
- (5) 損傷の程度 乙 住居フェンス(アルミ製柵) 損傷
- (6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 211,200円
(自動車保険より全額支払われる)

3 専決処分日 令和4年4月15日